

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業（医療分支援金）「よくある質問」

分類	質問	回答
1 対象施設	対象施設を教えてください。	病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、薬局、訪問看護ステーション、助産所が対象です。 ※病院、医科診療所及び歯科診療所は保険医療機関、薬局は保険薬局、訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限ります（申請時）。 ※「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の対象となっている機関を除きます。
2 対象施設	対象施設の時点はいつか（有床診療所⇄無床診療所、病院⇄診療所等変更があった場合どうすればよいか）。	原則として令和2年4月1日時点の施設となりますが、施設類型や許可病床数が変更されている場合は、申請日時点を用いても差し支えありません。
3 対象施設	休止している医療機関は対象となるか。	休止している医療機関は対象外です。休止届を提出していても、実態として1日も保険医療機関として運営しないことが明らかであり本事業の目的に反する場合は不交付となります。
4 対象施設	既に廃止している医療機関でも、今年度の感染防止にかかった経費が証明できれば対象となるか。	申請日時点で廃止している場合は、対象になりません。
5 対象施設	新型コロナ患者の受け入れ対応等をしていなくても対象となるのか。	新型コロナ患者の受け入れは要件となっていません。
6 対象施設	訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限るとされているが、みなし指定の訪問看護ステーションも対象か。	みなし指定の訪問看護ステーションも対象にはなりますが、申請時に指定訪問看護事業者であることが必要です。 指定訪問看護事業者になれば医療分支援金を申請可能ですが、そうでなければ、介護の支援金が対象となります。 例1 保険医療機関Aの中に「みなし訪問看護B（指定訪問事業者でない）」がある場合は、 A→医療分支援金対象 B→介護分支援金対象 例2 保険医療機関Aの中に「みなし訪問看護B（指定訪問事業者）」がある場合は、 ABともに医療分支援金対象。
7 対象施設	助産所について、分娩の実施の有無を問わず対象となるのか。	分娩の実施の有無は要件となっていません。
8 対象施設	同一建屋内に医科診療所及び歯科診療所があり、それぞれ保険医療機関として届出がなされている場合、それぞれで支援金の申請が可能か。	お見込みのとおりです。
9 対象施設	訪問看護ステーションは、医療分支援金のほか、介護分支援金でも対象機関となっているが、それぞれで申請してよいのか。	医療分の支出、介護分の支出として切り分けができる場合、それぞれで申請可能です。 ※同じ項目の支出に対し、医療分と介護分、二重で申請することは不可 …清掃委託費5万円に対し、医療分5万円、介護分5万円で申請することは不可
10 対象施設	一法人が補助対象となる複数の施設を所有する場合、それぞれで補助が受けられるか。	一法人が、（医療機関等コードが異なる）複数の保険医療機関等を開設している場合、医療機関等ごとの申請が可能です。
11 対象経費	どのような経費が対象となるのか。	「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用が対象です（感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります）。 例：清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具レンタル、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入等 各機関別の感染防止対策の事例は、「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業 感染拡大防止対策の事例」で御確認ください。
12 対象経費	もう少し具体的に教えてください。	「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」以外については、感染拡大防止対策や診療体制確保等の目的に合致し、交付要綱の対象経費*に含まれている経費であれば、対象となります。 *賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役員費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業（医療分支援金）「よくある質問」

分類	質問	回答
13 対象 経費	それぞれの科目の具体例はあるか。	<p>申請マニュアルでは、以下のようなものが示されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金・報酬；感染防止対策を実施する者を新規に雇用した際の賃金 ・謝金；感染拡大防止の勉強会を実施するための講師謝金 ・会議費；感染拡大防止の勉強会のための会場費 ・旅費；感染拡大防止研修のための医師派遣にかかる旅費 ・需用費；消耗品（マスクや消毒用アルコール等）費、軽微な修繕費、光熱水費 ・役務費；職員の感染に係る保険料、電話料、インターネット接続等の通信費 ・委託料；施設内の清掃委託、洗濯委託、消毒委託、検査委託、感染性廃棄物処理委託、レイアウト変更のための委託費用 ・使用料及び賃借料；寝具レンタル料、家賃、既存の医療機器・事務機器のリース料 ・備品購入費；空気清浄機購入費、治療機器購入費
14 上限 額	病院は「200万円＋5万円×病床数」とあるが、この病床数の内容はどのようなものか。	<p>一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の許可病床数の合計です（休止病床も数に含む）。原則として令和2年4月1日現在許可病床数となりますが、増床や新規開設をしている場合は「申請を行う日」の許可病床数を用いてください。</p>
15 上限 額	病院は「200万円＋5万円×病床数」とあるが、この加算される病床数に上限はあるのか。	<p>病床数の上限はありません（250床の病院であれば、200万円＋5万円×250床＝1,450万円が上限額となる）</p>
16 対象 期間	いつからいつまでの期間が対象となるのか。	<p>令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる経費が対象となります。</p>
17 対象 期間	年度内に発注していても、納品が翌年度になった場合はどうなるか。	<p>年度内に事業完了（納品まで完了）が原則となります。発注時点で令和2年度に納品されないことが明らかな場合は対象外となりますが、やむを得ない理由により令和3年4月以降の納品となる場合は早めに相談してください。</p>
18 対象 期間	令和2年3月以前に発注し、4月以降に納品された場合は対象となるか。	<p>令和2年度の取組として、令和2年3月以前に発注し、4月以降に納品されたものは対象となります。</p>
19 申請	概算（見込み）による申請（概算交付申請）と、実績（支出済）による申請（精算交付申請）いずれで行えばよいのか。	<p>いずれでも可能です。以下の違いを踏まえて医療機関等側で選択してください。</p> <p>（概算交付申請；手続き2回） 申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて見込みで申請するものであり、審査の結果問題がなければ概算額に応じて支援金を交付します（上限あり）。事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回る場合は、その上回る額を返還していただくこととなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請期限；令和2年12月末予定。 <p>（精算交付申請；手続き1回）※受付を終了しました。 申請日までに使用した費用を実績に応じて申請するものであり、審査の結果問題がなければ精算額に応じて支援金を交付します（上限あり）。この場合、申請と実績報告をまとめて行うため手続きは1回で済み、その段階で補助額も決まるため補助金返還の処理もありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請期限；令和2年11月末予定。精算交付申請がこの時期までに間に合わない場合は、概算交付申請を選択してください（当初から概算交付申請を選択いただいても結構です）。
20 申請	申請に当たってどのような手続きを取ればよいのか。	<p>（概算交付申請）</p> <p>①ができない場合は②、②ができない場合は③、③ができない場合は④の方法により申請してください。</p> <p>①国民健康保険団体連合会（国保連）の「オンライン請求システム」により申請 ②オンライン請求システムを未導入の場合は、国保連の本事業専用の「Web申請受付システム」により申請 ③インターネット環境に対応していない場合は、電子媒体（CD-R等）を国保連に郵送 ④電子媒体による提出も困難な場合は、紙媒体を国保連に郵送</p> <p>（精算交付申請）※受付を終了しました。 紙媒体（代表者の印つき）を宮崎県に郵送してください。</p>

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業（医療分支援金）「よくある質問」

分類	質問	回答
21 申請	概算交付申請では、何を…円購入する、何に…円使用する、ということを細かく記載しないとイケないのか。	事業実施計画書には、使用予定の科目ごとに「賃金・報酬…円」「需用費…円」「役務費…円」とまとめて記載します。一つひとつ記載する必要はありません。
22 申請	概算交付申請を行う場合で、交付申請時の対象経費と実績報告時の対象経費は、金額や科目が変わっていても問題ないか。	問題ありません（例：交付申請時は全て需用費であったが、実績報告時は全て委託料となっても可）。ただし、実績額が申請時の概算額より下がり、かつ上限額より低くなった場合は返還する必要があります（上限額⇄実績額の差）。
23 申請	申請期間はあるのか。	（概算交付申請） 毎月15日から月末まで（システムは土日も入力可。郵送の場合は当日消印有効）。 （精算交付申請）※受付を終了しました。 随時
24 申請	対象期間中で上限額の範囲内であれば、複数回申請ができるのか。	申請は各施設で1回のみです。 概算交付申請で対象となる可能性のある費用については、漏れのないよう申請してください。ただし、既に交付された補助額より実績額が低く、かつ上限額を下回っている場合は返還が必要となりますため、御注意ください。 <u>申請時に対象となる経費を誤認して金額を過小に申請した場合の対応については、改めてお知らせいたします。</u> （12月22日追加）
25 交付	どの口座に振り込まれるのか。	（概算交付申請） 診療報酬の振込用に国保連に登録されている口座に振り込まれます。当該口座が債権譲渡されている場合又は助産所コードを有していない助産所の場合は、支援金を振り込む口座情報を入力してください。 （精算交付申請）※受付を終了しました。 支援金を振り込む口座情報を入力してください。
26 交付	申請後どのぐらいの期間で支援金は支給されるのか。	（概算交付申請） 毎月15日から月末に申請されたものについて、特に修正等がない場合は翌月末までに支払われる予定です。 （精算交付申請）※受付を終了しました。 随時審査を行い、完了後支払いの手続きを行います（概ね1、2か月程度を想定しています）。
27 実績	かかった経費等はどのように証明すればよいのか。	概算交付申請時の実績報告や精算交付申請時の交付申請（兼実績報告）の際、領収書等の証拠書類が必要となるため、必ず保管しておいてください。
28 実績	領収書等とは何を指すか。	領収書のほか、納品書、請求書、明細書など対象経費が分かるものが想定されます。
29 その他	当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額について、どのように対応すればよいのか。	あらかじめ額が明らかな場合は、当該額を減額して申請してください。実績報告を行う際明らかになった場合は、当該額を減額して報告してください。その後の医療機関等の申告等が完了して確定した場合は、消費税等相当額報告書により速やかに報告するとともに、返還がある場合は対応してください。
30 その他	当該補助金は、法人税の課税対象となるのか。	他の補助金と同様、法人税の課税対象となります。
31 その他	当該補助金と持続化給付金との併用は可能か。	持続化給付金を受けた医療機関等においても、要件を満たせば、感染拡大防止等支援の補助金を受けることが可能です。
32 実績	領収書等は写しでもよいのか。	写しでも構いません。県の求めに応じて提示できるよう保管・整理をお願いします。
33 実績	消毒薬と補助対象外の商品を一括購入したためにレシートの明細には補助多少のものと対象外のもとと一緒に記載されているが、問題ないか。	レシートに補助対象以外の商品が記載されていても問題ありませんが、対象商品名および金額が分かるように整理・保管をお願いします。
34 申請	7/1時点で管理者が変わり、医療機関コードも変わっている。6月末までに購入したのものについても申請できるか。	7/1時点で変更された、以前の（コード）医療機関等については申請できない。7/1以降で支出された分のみ申請をお願いします。
35 申請	【救急・周産期・小児医療体制確保事業】と補助対象項目が違った場合はこの事業も加えて申請できるか。	【救急・周産期・小児医療体制確保事業】の申請項目にかかわらず、【医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業】と重複申請ができません。【救急・周産期・小児医療体制確保事業】に該当しない場合、こちらの支援金をご利用ください。
36 申請	現在は保険医療機関になっていないが、年度末までになれば補助対象となるか。	最終の申請期限までに、保険医療機関となった場合は補助対象となりますが、補助対象経費は保険医療機関となった後のもののみになります。